

Title	流動資産・固定資産分類学説の総合的検討：論証の欠如(2)
Sub Title	Comprehensive examination of the theory of current asset and fixed asset classification: lack of test (2)
Author	笠井, 昭次(Kasai, Shoji)
Publisher	慶應義塾大学出版会
Publication year	2010
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.52, No.6 (2010. 2) ,p.1- 27
JaLC DOI	10.14991/007.20100200-0001
Abstract	前号においては、森田理論の全体的特質に関する論証の欠如を取り上げたので、本号では、理論構築の在り方とおかかわりで、森田理論における論証の欠如の問題を検討することにしよう。 森田新論によれば、現実の会計制度あるいは権威ある団体による提言等に基づき、[流動資産 = 原則時価評価]・[固定資産 = 取得原価評価]という評価原則を抽出したうえで、[時価評価 = 損益関与性]・[取得原価評価 = 損益非関与性]および[流動資産 = 販売目的性]・[固定資産 = 非販売目的性]という評価原則の意義および資産の属性を導出している。しかしながら、それらの妥当性については、論証らしきことは、一切行なわれていない。そこでは、論証意識が、まったく欠如していると言わざるを得ないのである。 理論をひとつの仮説と理解するがぎり、そうした論証の欠如あるいは論証意識の欠如は、きわめて奇異である。本号では、そうした問題意識のもとに、森田新論を俎上に載せることにしたい。
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20100200-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

流動資産・固定資産分類学説の総合的検討

——論証の欠如（2）——

笠井 昭 次

<要 約>

前号においては、森田理論の全体的特質に関する論証の欠如を取り上げたので、本号では、理論構築の在り方とおかかわりで、森田理論における論証の欠如の問題を検討することにしよう。

森田新論によれば、現実の会計制度あるいは権威ある団体による提言等に基づき、[流動資産＝原則時価評価]・[固定資産＝取得原価評価]という評価原則を抽出したうえで、[時価評価＝損益関与性]・[取得原価評価＝損益非関与性] および [流動資産＝販売目的性]・[固定資産＝非販売目的性]という評価原則の意義および資産の属性を導出している。しかしながら、それらの妥当性については、論証らしきことは、一切行なわれていない。そこでは、論証意識が、まったく欠如していると言わざるを得ないのである。

理論をひとつの仮説と理解するかぎり、そうした論証の欠如あるいは論証意識の欠如は、きわめて奇異である。本号では、そうした問題意識のもとに、森田新論を俎上に載せることにしたい。

<キーワード>

帰納法、流動資産、固定資産、時価法、取得原価法、低価法、理論の仮説性、理論の論証の必要性、売却時価評価と損益関与、取得原価と損益非関与、販売目的性、非販売目的性

Ⅲ 森田新論の理論構築の在り方の問題

（1）評価基準の抽出の在り方

前号において、森田理論の全体的性格に関する検討が終わったので、次に、理論構築の在り方を取り上げることにしよう。この点については、評価基準の抽出の在り方、評価基準の規定要因に関する諸原則の形成の在り方、および理論の仮説性の3点が、問題になるが、後二者は（2）および（3）で検討することにし、この（1）では、評価基準の抽出の在り方を取り上げる。この問題は、論証の欠如という視点からすると、きわめて重要な論点なのである。

(i) 評価基準導出の経緯

森田新論における評価基準は、明言されているわけではないが、いわゆる帰納法によって導出されたとみてよいであろう。そこで、その経緯を、主として、森田新論形成の起点とも言うべき森田〔1992〕に準拠しながら、振返っておこう。この文献は、その理論構築の冒頭において、次のように述べている（森田〔1992〕74ページ、傍点は笠井）。

取得原価という言葉が示すとおり、原価評価は広い意味での購入により取得した資産の評価基準を意味するものであるが、原価主義会計といわれる会計においても、購入した資産のすべてが原価で評価されているわけではない。そこで、まず、各種の資産の評価基準をひととおり確認しておこう。

このように、森田新論においては、各資産カテゴリーの評価基準の確認ということが、理論構築の基点になっているのである。この場合、確認とは、実践および制度の調査（観察）ということを含意しているようである。そこでは、各資産カテゴリーの評価基準は、実践および制度の調査（観察）によって確定することができる、ということが前提とされていなければならないであろう。そこで、問題は、その対象となる実践・制度であるが、必ずしも体系的に説明されているわけではないが、結果的には、日本における基準体系、諸外国（とりわけイギリス・ドイツ）の基準体系、そして諸外国において提案されている代替的基準の三者が、想定されているとみてよいであろう。

その三者における具体的な基準を一表化すれば、次のようになろう。

図表7

	日本の 原則的基準	諸外国の 原則的基準	諸外国の 代替的基準	
棚卸資産	原価	低価*		流動資産 = 原則時価
流動資産たる 有価証券	原価	低価	時価	
短期外貨建債権	時価	時価	差益計上禁止	
有形固定資産	原価	原価	時価	固定資産 = 取得原価
固定資産たる 有価証券	原価	原価	時価・低価	
長期外貨建債権	原価	時価		
				英国的低価法
				米国的低価法

* 棚卸資産の低価

四角（□）で囲ったのが、森田が妥当と認めた評価基準であり、この評価基準を大前提として、それを正当化する原則体系を構築することになるのである。

（ii）帰納論理の実相

そこで、森田が、実践・制度から、森田が妥当とみなす評価基準を導出するプロセスを、日本の基準と外国の原則的基準との関係、および外国の原則的基準とその代替的方法との関係という2点に整理して、みてみることにしよう。

まず前者であるが、日本の基準と外国の原則的基準とには大きな相違があるということは、もちろん、森田自身認めている。すなわち、棚卸資産および流動資産としての有価証券の原則的評価基準が、外国では低価基準であるのに対して、日本では原価基準であること、および低価基準には時価が反映されていることに着眼し、次のように述べている（森田 [1994] 3P）。

もしすべての資産を取得原価評価するのが原価主義会計であるとすると、このような低価基準を強制する会計の体系は、原価主義会計とはいえないことになります。そうすると、少なくとも近年までは、原価主義会計が国際的にも制度としての会計の主流であったと考えられてきたにもかかわらず、実は、諸外国には、原価主義会計という会計制度は存在していなかった、それは昭和38年以降のわが国だけにしか存在しなかったということになってしまうのです。

ただし、こうした主張は、低価法がイギリスにおける時価主義的低価法のときに言い得ることであって、アメリカにおける原価主義的低価法の場合には、わが国の原価主義会計と類似性をもっているので、原価主義会計が我が国だけにしかなかったという理解は、必ずしも妥当ではない。

それはともかく、イギリスの時価主義的低価法が原価主義会計の発想にそぐっているとみなす森田の立場からは、日本の基準体系と外国の原則的基準体系とには、大きな断絶があることになる。したがって、「特定の項目についての時価基準の適用——それが会計基準として妥当なものかどうかは別として——が、我が国という原価主義会計からの離脱であるとはいえるとしても、それが直ちに、国際的に通用する意味での『原価主義会計からの離脱』であるとはいえないかもしれない」（森田 [1996a] 82ページ）とまで述べているのである。もちろん、先の図表から明らかのように、共通した部分もあるが、棚卸資産・流動資産たる有価証券に関しては、低価基準と原価基準とのいずれを選択するかは、決定的な岐路であろう。それは、けっして実践・制度を偏見なく観察すればおのずから決着をみる、といった類いの問題ではないはずである。それにもかかわらず、森田は、「以下において、我が国と諸外国とに共通する基準から、原価主義会計といわれる会計の体系の本質——それは他の会計の体系と区別される基本的な仮定といってよい——を私なりに抽出してみることにしたい」（森田 [1996a] 82ページ、傍点は笠井）と述べている。つまり、「共通する基準」が存在しているかのような表現をしているのである。

しかしながら、図表7において四角（□）で括った、森田が妥当と認める基準は、たしかに共

通するものもあるが、二者択一として選択されたものもあり、上記のような表現は、誤解を招くものでしかない。

かくして、日本の基準体系と外国の原則的基準体系との関係においては、基本的には、外国の原則的基準体系が、二者択一の結果として、森田によって選択されたものに他ならないのである（ただし、長期外貨建債権については、日本の原価基準が採用されている）。したがって、森田が妥当とみる基準の体系は、けっして、実践・制度を偏見なく観察することによって、いわば自然的にあるいは自動的に導出されたものではない。日本の基準体系より外国の原則的基準体系が妥当であること、および低価法に関してはアメリカ的低価法よりイギリス的低価法のが妥当であること、という森田の選択的意志が働いていたと考えなければならない。つまり、そうした考え方（理論）が森田の主観に内在しており、その結果として、外国の原則的基準体系、およびイギリス的低価法が選択されたにすぎないのである。けっして、実践・制度の先入主のない観察から客観的に、外国の原則的基準体系およびイギリス的低価法が、導出されたのではない、という点にはくれぐれも留意すべきである。

次に、外国の原則的基準と外国における代替的方法との関係について、みてみよう。周知のように、諸外国の基準および国際的基準は、今日、激動期にあり、したがって、外国の原則的基準についても、それに代わる方策が、具体的に提案されているが、森田は、それらの代替的諸方法をも取り上げている。しかし、その取り扱いには、大きな相違がみられる。すなわち、流動資産たる有価証券の代替的方法である時価基準については、原則的基準としての低価法に代えて、妥当な方法と認めているのに対して、その他の代替的諸方法については、「原価主義会計ではない」とか「例外に属する」とかといった表現によって、その妥当性を否定しているのである。

しかしながら、実践・制度あるいはその代替的諸方法をいくら先入主なく観察したとしても、一方、流動資産たる有価証券の時価基準に、「原価主義会計に相応しい評価基準」といったレッテルが付いているわけではないでしょう、原価主義会計の基準として時価基準を選択したのは、森田の主観であろう。他方、否定された代替的諸方法についても、まったく同じことが言える。すなわち、それらの諸方法に、「原価主義会計ではない」とか「例外」とかの名札が貼ってあるわけではないので、「原価主義会計ではない」あるいは「例外」という結論が、客観的に導出できるわけのものではない。それらを、「原価主義会計に相応しい評価基準」あるいは「原価主義会計ではない」・「例外」と言えるためには、森田の主観として、原価主義会計とはこういうものだという理論が、あらかじめ存在していなければならない。むしろ、主観として既に森田に内在している理論が、それらの代替的諸方法について、あるいは（流動資産としての有価証券に関する時価評価の場合のように）妥当な評価だ、あるいは（固定資産に関する時価評価等の場合のように）原価主義会計ではないあるいは例外だと位置づけたのである。

（iii）帰納法の問題点

以上の検討は、帰納法の問題点を明らかにしている。つまり、森田は、実践・制度の調査（観

察)により, [流動資産＝原則時価評価] および [固定資産＝原価評価] という評価基準を, あたかも客観的に導出したかのような印象を与えている。もし本当に, そのように実践・制度から帰納されたとするなら, それは, 正に客観的事実に他ならない。したがって, この評価基準は, いわば絶対的普遍的真であるから, 残された問題は, 客観的事実としてのそうした評価基準を正当化するための諸原則を形成するだけということになる。森田の理論構築の在り方は, 明言されているわけではないが, このようなものだったのではないかと筆者は推測している。

しかしながら, [流動資産＝原則時価評価] および [固定資産＝原価評価] という評価基準の体系は, けっして, 実践・制度から客観的に導出されたものではない。帰納法の実相は, (ii) でみたとおりであるが, その重要性に鑑み, ここで, 整理しながら再述しよう。帰納法という, 先入主なく観察すれば, 事実が客観的に把握されるかのように思い込みがちであるが, けっして, そうではない。そこで抽出された事実は, 特定の理論を前提にした選択的意志によって選び出された事実なのである。ここで問題になっている [流動資産＝原則時価評価] および [固定資産＝原価評価] という評価基準には, 実は, みつつの選択的意志が, 働いている。第1は, 外国の原則的基準体系と日本の基準体系という二項対立のもとで, 外国の原則的基準体系を選択する, という森田の意思決定である。そこには, 外国の原則的基準体系のほうが, 日本のそれより妥当である, という森田の主観が先在しているはずなのである。

もっとも, この点については, 帰納法の是非を巡る科学哲学上の議論の過程で, 帰納法にしても, 絶対的普遍的事実の抽出から確率論的事実の抽出へと変化を余儀なくされたようである。このように, 素朴な帰納主義にとって代わった確率論的な帰納主義に基づけば, たしかに, 外国の基準体系のほうが主流であるから, それに依拠することには, それなりの合理性があるのかも⁴⁾れない。

しかしながら, 森田新論は, 外国の原則的基準だけからなっているのではない。そこには, 日本の基準体系および外国の諸代替の方法との比較検討の結果も含まれている。ここに, 森田の第2の選択的意志が, 働いているのである。すなわち, 日本の基準体系との関係で言えば, 長期外貨建債権については, 外国の原則的基準体系では時価基準(決算日レート法)であるにもかかわらず, 日本の基準体系である原価基準が, 妥当であると森田は主張するのである。

また, 外国の諸代替の方法との見解についてみれば, 一方, 流動資産としての有価証券については, 制度上の低価基準ではなく, イギリス等において提案の段階にとどまっている外国の代替的方法に属する時価基準が妥当とみなされているのである(他方, 有形固定資産等に関する諸代替的方法の場合には, 「原価主義会計ではない」とか「例外」とかの理由により, 有無を言わず否定されてしまっている)。

これらが, その時点では, いずれも, いわば少数派に属する基準(制度化されていない処理方法)であることを勘案すれば, 森田の選択的意志が働いていることは, 疑う余地がない。

4) 素朴帰納主義から確率論的帰納主義への移行の問題点, および確率論的帰納主義の問題点については, チャルマーズ [2001] 第2章を参照されたい。

そして第3は、低価法に関して、森田は、アメリカの原価主義的低価法ではなく、イギリスの時価主義的低価法を妥当とみなしたが、そこにも、森田の選択的意志が作用している。なお、この点についてだけは、イギリスの低価法のほうが、アメリカのそれより、原価主義会計の枠組に相応しいという根拠を挙げている。既述のように、そうした論拠は妥当ではないと筆者は考えているが、それは、当面の問題ではない。ここでは、低価法のふたつの考え方に関する選択なくして（つまり、理論の存在なくして）、棚卸資産の評価が時価主義的低価法であるという事実、ひいては、流動資産の原則的評価が時価であるという事実が、導出できないという一事である。逆に言えば、時価評価という流動資産の原則的評価基準は、森田の主観とは独立に、実践・制度の先入主のない調査（観察）の結果として、客観的に得られたものではないということである。

このように考えれば、〔流動資産＝原則時価評価〕および〔固定資産＝原価評価〕という評価基準の体系は、けっして実践から客観的に導出されたものではなく、そうした評価基準体系を妥当とみなす森田新論という森田の主観があり、その主観によって、まず日本の基準体系が、次いでアメリカ的低価法が、そして最後に（時価基準を除く）外国の代替的諸方法が否定されたのである。逆に言って、諸外国の基準体系の主要部分およびイギリス的低価法が選択されたのは、けっして、実践・制度の先入主のない観察という客観のプロセスによってではなく、あくまで、森田の脳裡に既に存在していた森田新論という理論体系によってなのである。

このように、実践・制度から導出されたとする評価基準の体系は、森田の主観としての森田新論を反映したにすぎず、けっして客観的な存在ではないのである。

ただし、ここで留意されるべきは、森田新論が森田の主観にしかすぎないことを、批判しようとしているのではないという点である。理論は、ひとつの仮説に他ならないと考えている筆者の視点からは、理論というものは、すべて主観にしかすぎず、その点には、何の問題もない。筆者が問いたいのは、ただ、帰納法という装いをとることによって、実践・制度から導出された評価基準に、絶対的普遍的真という錯覚を与えてしまい、そうした評価基準の妥当性に関して論証するという営みを看過させてしまったことにあるのである。いわば主観としての理論が、ひとつの仮説にしかすぎないいじょう、そして、それが実践・制度の説明理論であるいじょう、実践・制度の説明可能性に関して、何らかの形で論証されなければならない。しかし、帰納的に基準体系が導出されたという観念が、「その基準体系に誤りがあるかもしれない」という可能性を看過させてしまいがちなのである。森田理論における論証の欠如は、この点に帰せられるのではないかと筆者は考えている。

一例を挙げれば、既にふれたことではあるが、森田の次のような主張に現れている（いずれも、森田〔1995〕26ページ）。

「原価基準，低価基準，時価基準という異なる評価基準を含む諸外国の会計基準や国際会計基準について，わが国の会計と比較しつつ，それがどのような考え方に基づいて成立しているのかを検討する。」

「固定資産の原価基準，棚卸資産の低価基準，有価証券の低価基準ないし時価基準の組合せが，1つの体系を構成し得るのか，構成し得るとすれば，それはどのような根拠に基づくものであるのか，を検討することにしたい。」

つまり，ここでは，原価基準，低価基準，そして時価基準の存在，あるいは原価評価と時価評価との二項対立が，絶対的に妥当なものとして，大前提とされてしまっているようなのである。そして，そのことを前提として，（次の（2）で検討する）それを正当化するための諸原則の形成が，問題になっているわけである。ここでは，評価基準として原価基準・低価基準・時価基準のみっただけでよいのか，という問題意識はまったく感得できない。具体的に言えば，アキュムレーション法に関する増価という概念の存在など，まったく視野に入っていないのである。

もっとも，先に述べたように，ひとつの仮説としては，そうした理解があってもよいであろう。しかし，問題は，その論証がまったくないということなのである。そこに，仮説性意識の欠如を，感得せざるを得ない。すなわち，仮説という意識があれば，当然に，その原価評価と時価評価との二項対立によって，実践の全体を合理的に説明できるのかどうか，ということの論証に着手せざるを得ないであろう。しかるに，森田理論には，そのような論証が，ひいては論証意識が欠如していることを筆者は問いたいのであるが，その一因は，そうした原価評価と時価評価との二項対立が，実践・制度から帰納的に抽出されたと錯覚してしまった，ということにあるのではないだろうか。そのために，その二項対立が，森田新論という森田の主観（仮説としての理論）を反映したものとしてではなく，実践・制度に由来する客観的存在として観念されたためなのではないか，というのが筆者の考えなのである。

（2） 評価基準の規定要因に関する諸原則の形成の在り方

それはともかく，[流動資産＝原則時価]・[固定資産＝取得原価]という評価基準が導出されたいじょう，次に，この評価基準を説明するための諸原則が，形成されなければならない。この形成過程は，評価基準の意味づけ，資産カテゴリーの性格づけ，そして利益の認識要件との関係づけというみっつのステップからなっているので，以下，順次検討しよう。

（i） 評価基準の意味づけ

森田新論においては，その評価基準は，[流動資産＝原則時価評価]および[固定資産＝原価評価]として定式化されたのであるから，そこでは，時価評価・原価評価の意味づけ，および流動資産・固定資産の意味づけが，問われなければならない。後者の意味づけは（ii）で検討するので，当面の問題は，前者の意味づけである。ここでは，時価評価および原価評価の意味づけに関する森田の議論の仕方を俎上に載せ，そこにみられる論証の欠如を明らかにすることとしたい。

評価基準の意味づけについては，既述のように，結論的には，原価評価は損益に関与しないこと，時価評価は損益に関与すること，と結び付けられているのであった。つまり，評価基準の意味づけは，[原価評価＝損益非関与]および[時価評価＝損益関与]として定式化され得るので

ある。

しかし、森田新論の特質は、このような定義が一方的になされるだけであって、この点の妥当性を論証しようという試みが、ほとんどなされていないことである。その点に関して、筆者が覚える疑問の第1は、原価評価および時価評価だけしか取り上げられていないことの妥当性である。このふたつの評価基準だけで、現行会計実践の全体が、本当に、合理的に説明され得るのであるうか。そのことの妥当性は、けっして論証されていないのである。ごく素朴に考えれば、その取扱は諸国で相違はあるにしても、アキュムレーション法に基づく増価（償却原価）という評価基準が、存在しているのである。評価基準として取得原価および時価しかないとなると、この増価（償却原価）という概念、あるいはアキュムレーション法は、どのように説明されるのであろうか。増価（償却原価）というのは、けっして、取得原価あるいは時価の派生概念ではない。そうであれば、現行会計実践の全体像を視野に入れながら、論証という意識をもつかぎり、こうした疑問をもたざるを得ないのである。

そして第2は、固定資産に関する「原価評価＝損益非関与」という定義の妥当性、あるいは実践説明可能性である。たしかに、土地については、それにかかわる費用が随伴しないので、たしかに、この定義が妥当するとみることも不可能ではないが、問題は、固定資産の中心部分を占める償却性資産である。これは、今日、取得原価で評価されているが、しかし、減価償却費という費用が発生している。つまり、損益に関与しているのである。したがって、この点で、森田の定義は、反証されているわけである。

もっとも、この点、森田は、「それ（固定資産のこと……笠井註）を取得原価の大きさに評価するということは、その資産に投下された貨幣資本は、何らかの形でその消滅が認識されない限り、当初に投下された状態がそのまま続いていて、その大きさは変わらないと仮定することである」（森田〔1995〕27ページ、傍点は笠井）と述べている。しかし、傍点部分のような文言を付け加えてみても、何も解決されていないことは、既に述べたとおりである。

そして第3は、流動資産に関する「時価評価＝損益関与」という定義にも、問題なしとしない。すなわち、価値生産活動に属する貴金属等の場合には、妥当するとみてよいであろう。しかし、流動資産でも、資本貸与活動に属する売買目的有価証券等の場合には、この定義は、果たして妥当するのであろうか。しかしながら、この点についても、論証の試みが、まったくなされていないのである。

そこで、まず貴金属等について、検討することにする。いま第Ⅰ期中に貴金属を現金100で購入し、第Ⅱ期中に売却したとして、その売却時価は、第Ⅰ期購入時には120、第Ⅰ期期末時には130、そして第Ⅱ期売却時には160であったとしよう。その場合、種々の仕訳が、可能であろうが、当面、次の（イ）のような仕訳を想定しておこう。

貴金属の場合には、価値生産活動に属するというその経済的性質に関する定義により、（購入時の購入時価により評価された）財の出と、（売却時の売却時価に相当する）対価の入りととの交換によって、損益が生ずる。したがって、売却時の売却時価160と購入時の購入時価100とのグロス額が、それぞれ収益と費用として、損益に関与することになる。ここでは、収益に関して、売却時

図表 8

(イ) 仕訳：

第Ⅰ期購入時	貴金属	120,	現 金	100
			売却益	20
第Ⅰ期期末時	貴金属	10,	売却益修正	10
第Ⅱ期売却時	貴金属	30,	売却益修正	30
	現 金	160,	貴金属	160

(ロ) 損益計算の構成要素：

$$\begin{aligned} \text{全体利益 } 60 &= \text{売却益 } 20 + \text{売却益修正 } 10 + \text{売却益修正 } 30 \\ &= \text{売却時の売却時価 } 160 - \text{購入時の購入時価 } 100 \end{aligned}$$

購入時の売却時価	: 120	損益関与
第Ⅰ期期末時の時価差額	: 10	
第Ⅱ期売却時の時価差額	: 30	

の売却時価160のグロス額が、損益に関与していることに留意すべきである。すなわち、そのグロス額160には、(ロ)に示したように、売却時価の差額(10+30)のみならず、入帳時の売却時価(120)も、含まれている。したがって、第Ⅰ期購入時の仕訳の借方項目における貴金属の120という売却時価にしても、損益に関与することになる。つまり、価値生産活動に属する貴金属の場合には、その交換的損益性により、売却時価の全体が損益に関与しているので、たしかに、「時価評価＝損益関与」という定義が、妥当するのである。

しかし、売買目的有価証券の場合には、どうであろうか。金融資産に属する売買目的有価証券の場合には、いわゆる主観のれんがないので、購入時価と売却時価との乖離は、ない。そこで、ここでは、第Ⅰ期購入時の時価（売却時価＝購入時価）は120であった（その他の条件は変わらない）と仮定しよう。その場合、売買目的有価証券は、その経済的性質に関する、「売却時価の変動差額の獲得を企図して資金が投下されたもの」という定義からすれば、その仕訳は、純理論的には、次のようにならざるを得ない。

図表 9

(イ) 仕訳：

第Ⅰ期購入時	有価証券	120,	現金	120
第Ⅰ期期末時	有価証券	10,	保有損益	10
第Ⅱ期売却時	有価証券	30,	保有損益	30
	現金	160,	有価証券	160

(ロ) 損益計算の構成要素：

全体利益 40 = 保有利得 10 + 保有利得 30
= 売却時価差額 10 + 売却時価差額 30 : 時価差額のみ損益関与

(ハ) 売却時売却時価 160 — 購入時売却時価 120: 非損益関与
時価差額 40: 損益関与

売買目的有価証券の場合には、その経済的性質の定義により、売却時価の変動差額だけが、損益計算の構成要素になるので、購入時の売却時価そのものは、損益に関与しない。具体的には、第Ⅰ期購入時の仕訳〔有価証券120、現金120〕には、損益が生じない。つまり、その時点の有価証券は、売却時価で評価されているが、その売却時価120は、損益には関与していないのである。⁵⁾

以上のように考えれば、評価基準に関する森田の意味づけは、すべて反証されているわけである。森田理論における論証の欠如が、ここにも顕現化していると言わざるを得ない。

もっとも、このうち第3点についてみれば、第Ⅰ期購入時の有価証券の評価額120は、一般的には、売却時価ではなく取得原価とみなされており、売却時価という規定のもとに展開された上記の論理は、近時において筆者が提唱したものであるから、森田新論は、こうした考え方など、たしかに、知る由もなかったと言ってよい。しかしながら、第1点および第2点については、どうであろうか。その取扱については諸国によって相違はあるものの、アキュムレーション法およびアモチゼーション法という処理方法は、既に認められていたのであるから、原価と時価という二者だけでよいのか、という疑問はもてたはずである。そこには、論証しようという意識が、感じられないのである。

- 5) ただし、有価証券の購入時の売却時価を損益に関与させることも、仕訳形式としては、不可能ではない。それを示せば、次のようになる。

(イ) 仕訳：

第Ⅰ期購入時	有価証券 120、現 金	120
	「売却益」	0
第Ⅰ期期末時	有価証券 10、「売却益」修正	10
第Ⅱ期売却時	有価証券 30、「売却益」修正	30
	現 金 160、有価証券	160

(ロ) 損益計算の構成要素：

全体利益 40 = 売却時の売却時価 160 - 購入時の購入時価 120

—	購入時の売却時価：120
—	第Ⅰ期期末時の時価差額：10
—	第Ⅱ期売却時の時価差額：30

この仕訳によれば、全体利益としては、売却時の売却時価160と購入時の取得原価120との交換によって、損益が生ずるので、その両者が、損益計算の構成要素になる。したがって、売却時の売却時価160の全額（グロス額）が、収益（売上）として、損益に関与することになる。この160は、購入時の売却時価120と、その時価変動差額40とに分解できるので、購入時の売却時価120も、たしかに、損益に関与しているわけである。

これは、図表7に示した貴金属の仕訳とまったく同じである。ということは、売買目的有価証券を、価値生産活動に属する貴金属と同一視した仕訳に他ならない。

しかし、売買目的有価証券を、価値生産活動とは異質な利潤産出活動としての金融資産とみるかぎり、上記の仕訳は、成立しない。本文で述べた図表9の仕訳が、妥当なのである。

- 6) アキュムレーション法による評価は、今日、償却原価と言われることが多いようであるが、森田は、この償却原価を、取得原価と同じカテゴリーと理解していたのであろうか。したがって、（償却原価を含む）原価と時価との二項対立を想定していたのであろうか。この償却原価という用語法は、森田〔1997〕に登場しているが、そこでは、「満期まで保有する有価証券は原価（償却原価）で評価する」（森田〔1997〕4ページ）

償却性資産の減価償却費という費用の発生に関しても、同断である。「その消滅が認識されない限り」といった表現の意味は必ずしも定かではないが、「消滅が認識される場合を除けば」という含意なのであろうか。もしそのように解釈してよいとすれば、「固定資産＝損益非関与」という主張は、一般論としては反証されたと理解されなければならないのではないだろうか。したがって、もし、そうした一文を追加するだけで、問題が解決したと考えたのであれば、論証意識が欠如しているということにならざるを得ないであろう。

さらに、第3点にしても、論証ということには、処理の首尾一貫性ということも含まれているはずであるから、この点に留意すれば、到達し得た処理方法であると筆者は考えている。

以上のように考えれば、評価基準の意味づけに関して、森田新論における論証の欠如は、あるいは論証意識の欠如は、明らかである⁷⁾。

(ii) 資産カテゴリーの性格づけ

以上において、森田新論の「流動資産＝原則時価評価」・「固定資産＝原価評価」という評価基準に関する時価評価・原価評価の意味づけを検討し、そこにおける論証の欠如を明らかにした。そこで、次に、流動資産および固定資産という資産カテゴリーの性格づけを組上に載せることにしよう。そこでも、独断の論理が支配しており、論証なる営みがなおざりに付されている、ということが明らかになるであろう。

流動資産および固定資産の経済的性質としては、それぞれ、販売目的性および非販売目的性ということが、挙げられているが、さらに、評価基準を媒介として、それぞれ、(i)で取り上げた損益関与性および損益非関与性という特質とも結び付いている。したがって、結論的には、「流動資産＝販売目的性＝損益関与性」・「固定資産＝非販売目的性＝非損益関与性」として定式化されることになろう。そうであれば、流動資産・固定資産と販売目的性の有無との結び付けの妥当

ㄨ と述べられている。したがって、償却原価は、原価に類したカテゴリーとみなされているのであろう。

しかし、まず第1に、形式の面からみて、これは、森田[1997]に至って、やっと説明されたものであり、それ以前の文献においては、説明されていない、という点で問題があろう。そして第2に、実質的にみて、原価と償却原価とを同一カテゴリーの評価基準とみる見方は、理論的に成立しないと筆者は考えている（この点については、笠井[2007b] IV「取得原価・増価・時価の関係」を参照されたい）。

7) こうした論証あるいは論証意識が欠如していることの主因は、Ⅲ(1)で指摘したように、帰納法的な理論構築にあるのかもしれないが、ここで述べた評価基準の意味づけというレベルに関しては、評価基準の技術的手段性ということも、その一因として挙げられるのかもしれない。

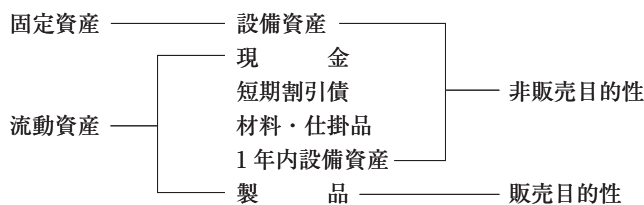
すなわち、私見では、評価基準というのは、計算対象の論理によって規定される。したがって、特定の計算対象と或る評価基準との関連性を仮定した場合、当然のことに、現行会計実践によって、その関連の妥当性が、論証されなければならない。それは、計算対象の論理が評価基準を規定する、と考えたことからの論理必然的な帰結なのである。

しかし、森田は、計算対象の論理が評価基準を規定するとは考えていないようである。評価基準は、むしろ、損益計算に関与しているかどうかにかかわる技術的手段にしかすぎないようである。すなわち、損益を生じさせないための技術的手段が取得原価、損益を生じさせるためのそれが時価ということのようである。このように、損益を認識させるか認識させないかという枠組で考えるかぎり、損益の認識させるための技術的手段と、損益を認識させないための技術的手段とのふたつがあれば、よいのかもしれない。したがって、取得原価と時価とが、あればよいのであろうか。

性、および販売目的性の有無と損益関与の有無との結び付けの妥当性が、問われなければならない。結論的には、森田新論では、こうした結び付けの定義的説明はなされているが、しかし、そうした結び付けが現行会計実践を合理的に説明しているかどうか、ということについての論証は一切行なわれていない。そのかぎりでは、きわめて独断的であると筆者は考えている。以下、その2点を検討することにするが、そのさい留意すべきは、販売目的性・損益関与性に対立する概念が、曖昧模糊としている点である。つまり、非販売目的性あるいは非損益関与性というだけでは、その実質的内容がまったく不明であり、そのかぎりでは、こうした二項対立が、分類を意味しているとまでは言えないということである。

まず第1の流動資産と販売目的性との結び付け、および固定資産と非販売目的性との結び付けであるが、これは、現行会計実践の説明に関しては、明らかに不合理であり、反証されていると言わざるを得ない。その点を例示的に示せば、次のようになろう。

図表10



固定資産・流動資産分類と、販売目的性・非販売目的性区分とは、明らかにズレがある。まず、現金、材料・仕掛品、満期保有目的の短期割引債が販売目的ではない、ということは明白であろう。また、1年以内に耐用年数が尽きる設備資産にしても、除却後直ちに売却されることが予定されている場合には、たしかに販売目的と言えないこともないが、しかし、それは、製造能力を喪失した後の経済的性質であり、保有時点では、あくまで、製造能力こそが問題になっているはずである。そうでないと、減価償却を行なう根拠がなくなってしまう、減価償却費の計上が、不可能になってしまう。そのかぎりでは、非販売目的性と言わざるを得ないのである。

以上のように、固定資産・流動資産分類と、販売目的性・非販売目的性区分とにズレがあることは、明らかである。しかし、もちろん、ひとつの仮説としては、流動資産と販売目的とを、また固定資産と非販売目的とを結び付けることは、論者の自由である。しかし、それが、ひとつの仮説にしかすぎないという、こうした結び付けによって実践の全体を合理的に説明できるかどうかのテストが、なされなければならない。そのさい、この論証が実践の全体をカバーしていることが、重要である。すなわち、例えば設備資産あるいは製品といった、その仮説にとって都合のよいものだけを取り上げる、ということであってはならない。論証においては、実践全体の合理的説明可能性が、問われているのである。

図表10によれば、流動資産と販売目的性との結び付け、および固定資産と非販売目的性との結び付けが妥当ではないことは、現行会計実践を想起すれば、すぐに分ることであり、とりたてて

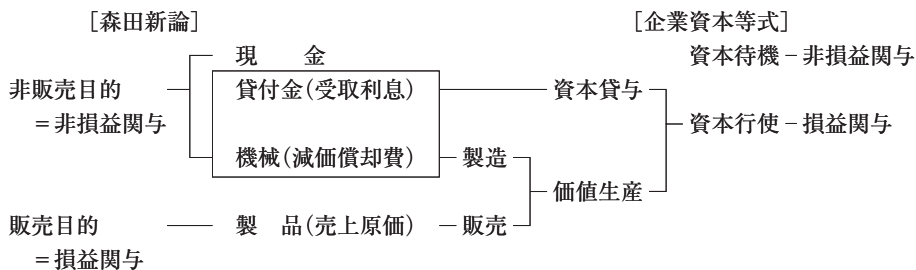
難しい作業ではない。それにもかかわらず、こうした自明なことが看過されていることは、論証しようという意識自体が欠落していることの、端的な証左と言ってよいのではないだろうか。

次に、第2点の非販売目的と非損益関与との結び付け、および販売目的と損益関与との結び付けの問題であるが、この点にも、実践全体の合理的説明可能性につき、深刻な問題を抱えている。まず販売目的と損益関与とが一義的に関係づけられてしまっているが、そのことは、損益というものが販売活動以外からは生じない、ということを含意している。しかし、どうして、そのように断定できるのであるか。もしそのように断定するのなら、そのことが、何らかの形で論証されていなければならないはずであるが、そうした試みは、一切なされていないのである。そうであれば、そうした断定は、あまりにも独断的であると言わざるを得ないであろう。

そして、それと表裏の関係において、非損益関与と関係づけられたのは、非販売目的性という性格であるが、それは、単に販売目的ではないというだけであり、積極的な意味づけは、まったくなされていないのである。こうした状況で、非損益関与と一義的に結び付けることなど、本当に可能なのであろうか。あまりにも独断的にすぎるとしか筆者には思われないのである。

ここでは、単純化して、現金、貸付金、機械、および製品の四者を取り上げ、検討しておこう。それを示せば、次のようになる。

図表11



結論的には、四角で囲った貸付金および機械に関しては、いずれも、非販売目的ではあるが、損益に関与している。つまり、それらには、[非販売目的=非損益関与]という関係は、成立しないのである。つまり、[販売目的=損益関与] および [非販売目的=非損益関与] というカテゴリーだけでは、現行会計実践の全体を合理的に説明することは、不可能であり、[非販売目的=損益関与]というカテゴリーが、どうしても必要になるのである。

このことを明らかにするためには、非販売目的ということの具体的内容、換言すれば、利潤産出活動の全体像が、まずもって描かれていなければならない。森田が描いていないいじょう、企業の利潤産出活動という視点から定式化された山榊忠恕の企業資本等式によってみておこう。ここでは、まず現金を保有するという活動（資本待機活動）と、その現金を利潤産出のために特定の資産に投下する活動（資本行使活動）とに分別されている。そのうち前者の資産（企業資本等式

の用語法によれば待機分資産)だけが非損益関与であり、後者の資産(行使分資産)は、原則として損益関与という性格を具えているのである。そして、その行使分資産の利潤産出活動は、価値生産活動と資本貸与活動とに大別できるのであるが、前者はさらに製造活動と販売活動とに細分化され得るのである。

このような企業の経済活動(利潤産出活動)の全体像を想定するかぎり、販売活動というのは、損益に関与しているものとしての資本行使活動の一部にしかすぎない。したがって、単に、販売活動ではないということによって、非損益関与と断定することなど、とうてい不可能なのである。つまり、価値生産活動にしても、その下位次元で、販売活動とは別のカテゴリーに属する製造活動という利潤産出活動(設備資産の減価償却費の発生)もあれば、価値生産活動とは同次元で対立する利潤産出活動(貸付金の受取利息の発生)もあるのである。かくして、設備資産・貸付金は、非販売目的ではあるが、とうてい、非損益関与とは言えない。つまり、[販売目的=損益関与]と[非販売目的=非損益関与]といった二項対立で、現行会計実践の全体を合理的に説明することなど、およそ不可能なのである。

そのように考えれば、[販売目的=損益関与]と[非販売目的=非損益関与]といった二項対立の定義的な内容を解説するだけでこと足れりとするのは、あまりに独断的と言わざるを得ない。もちろん、再三述べているように、そうした二項対立をひとつの仮説として主張することは、論者の自由である。問題なのは、森田が、現行会計実践に照らしてそうした二項対立の妥当性を論証しようという試みを、まったくしていないことなのである。あるいは、妥当性いかんを論証しようとした形跡が、まったく窺えないことなのである。もし、妥当性を論証しようとする意識がありさえすれば、上記のように、貸付金・機械等が損益に関与していることなど、容易に判明したであろう。逆に言えば、こうした簡単な事実すら不問に付されているということは、論証意識の欠落を如実に物語っていると言ってよいのではないだろうか。

(iii) 利益の認識要件との関係づけ

森田新論においては、利益(処分可能利益)の認識要件としては、確実性と資金的裏付けというふたつのメルクマールが、想定されているようである。したがって、この両者の関係が、問われなければならない。この点、森田新論においては、理念的には、確実性のほうが、優位な位置を占めているようである。すなわち、「会計上の利益の認識には、いくつかの要件を充たすことが求められ」(森田[1995] 27ページ)ているのであるが、「その最も重要な要件は、利益の確実性」(森田[1995] 27ページ)であり、資金的裏付けについては、「確実性以外にも考慮すべき要件(例えば、資金的裏づけ)も考えられる」といった位置づけしか与えられていないのである。

つまり、確実性と資金的裏付けとは、いわば主副の関係にあるようである。すなわち、「近年、資金的裏づけは、認識要件から外される傾向が強く」(森田[1996b] 90ページ)なっており、森田も、基本的には、その傾向を是認しているかのようである。ただ、「すべての場合に、資金的裏づけという要件を利益(収益)の認識要件から外すことに、問題はないのであろうか」(森田[1996b] 90ページ)といった疑問を呈するにとどまっている。

こうした主張からすると、一見、「資金的裏付けがなくても、確実性が充たされているかぎり、利益（処分可能利益）の認識要件は、充足されている」と森田新論ではみなされている、というように理解してしまうであろう。しかしながら、これは、理念的レベルにおけるいわば建前の論理である。問題は、各資産項目において、その損益認識がどのように規定されているか、という点である。首尾一貫した体系であれば、理念的レベルの上位概念と、それが具体化された個々の損益認識規約とに齟齬はないはずである。しかし、もし齟齬がある場合には、その矛盾を問題にしなければならない。そして、後者の具体化された個々の損益認識規約の根底にある考え方の把握に務め、むしろ、それをベースにして、当該理論体系を再構成しなければならないであろう。

こうした発想のもとに、森田新論における諸資産項目についての個別的損益認識規約を、確実性および資金的裏付けの枠組から纏めれば、次のようになるだろう。

図表12

[処分可能利益に関する諸資産項目の具体的損益認識規約]

	確実性	資金的裏付け	森田の対応
貴金属・有価証券	○	○	
短期外貨建債権	○	○	
(製品→) 売掛金	○	×→○	業績表示利益との妥協で○
未成工事	○	×→○	業績表示利益の点から例外的に○
長期外貨建債権	○	×	

○：充足，×：非充足

この図表から明らかなように、確実性と資金的裏付けとの関係は、業績表示利益（さらには、処分可能利益と業績表示利益との関係）と密接に関連している。そこで、この点をも加味して整理すれば、大別して、ふたつのグループに分別できるであろう。すなわち、ひとつは、(a) 確実性および資金的裏付けを共に充足しているケースであるが、これは、ふたつの要件を共に充たしているのであるから、当然のことに、処分可能利益を意味している。上記の図表（つまり森田新論の主張）を前提にするかぎり、貴金属・有価証券および短期外貨建債権が、これに属している。

それに対して、もうひとつのグループは、(b) 確実性は充足しているが、資金的裏付けは充足していないケースである。これには、森田の主張によるかぎり、売掛金・未成工事⁸⁾および長期外貨建債権が属しているが、以下では、議論の単純化のため、売掛金・未成工事⁹⁾だけを取り上げることにしよう。問題は、このケースの森田新論における意義であるが、利益の認識要件が理念レベルで語られていたように、確実性への重点移行があり、資金的裏付けが充足されていなくても、確実性が充たされているかぎり、利益（処分可能利益）の認識要件を充たしているとするならば、これらの資産項目に関する損益にしても、確実性の充足ということそれ自体によって、処

8) 図表12によれば、資金的裏付けは、短期外貨建債権にはあるのに対して、売掛金にはないとみなされている。しかし、資金的裏付けに関するこうした短期外貨建債権と売掛金との差別は、筆者には納得し難い。

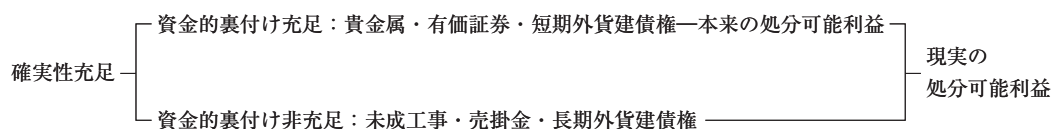
9) 長期外貨建債権は、業績表示利益の観点からも、利益とはかかわりがなくなることになる。そうであれば、損益として認識する必要がないのであろうか。この点、筆者には、理解し難い。

分可能利益と認められても、しかるべきであろう。¹⁰⁾しかるに、これらの損益認識規約に関して、森田新論は、そのようには説明していない。その損益を、業績表示利益との妥協、あるいは業績表示の要請との関連で、処分可能利益としているのである。ということは、その損益は、それ自体としては、処分可能利益ではないということであろう。むしろ、本質的には業績表示利益に属しており、そうした業績表示利益性を保持したまま、業績表示の観点から、処分可能利益に押し込められた、ということになるのではないだろうか。

以上のように考えれば、本来の処分可能利益というのは、確実性および資金的裏付けを共に充足した (a) のグループだけであり、確実性は充足しているが資金的裏付けは充足していない (b) のグループは、業績表示利益という性格は堅持したまま、処分可能利益の発想とは異なる業績表示という観点から、いわばやむなく、現実の処分可能利益に含められてしまった、とでも言うべきことになるのではないだろうか。

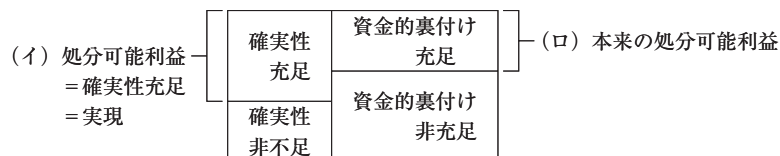
もしこのように考えてよいとしたら、具体的な損益認識規約のレベルにおいては、森田新論には、本来の処分可能利益と現実の処分可能利益というふたつの処分可能利益概念が、存在することになり、本来の処分可能利益に関しては、依然として、確実性と資金的裏付けというふたつの要件が、必要とされていることになろう。そのかぎりでは、資金的裏付けは、利益（処分可能利益）の認識要件から外されてはいない、とみるべきなのではないだろうか。そこで、(a) 確実性および資金的裏付けを充足したとされる貴金属・有価証券および短期外貨建債権に関する損益を、ここでは、本来の処分可能利益とよぶことにする。したがって、(b) 確実性はあるが資金的裏付けは充足していない売掛金・未成工事¹¹⁾は、本来の処分可能利益には属さないことになる。

図表13



10) この場合は、利益の認識要件が、確実性かつ資金的裏付けから、確実性のみに変わっている。ゆえに、長期外貨建債権についても、利益が生ずることになる。

11) ただし、森田新論における処分可能利益については、次のように、(イ)と(ロ)というふたつの考え方があるのかもしれない。



森田新論では、売掛金・未成工事については、資金的裏付けという要件は充足されていないが、結果的には、現実の処分可能利益に含めている。もし含めたということの意味が、処分可能利益の認識（つまり実現ということ）として、資金的裏付けという要件が必要ないということであれば、(イ)のようになるであろう。つまり、業績表示利益の影響を受けて、実現そのものの要件を変えてしまったわけである。それに対して、➤

以下では、こうした理解を前提にして、議論を進めることにしたい。

なお、当面の問題の全体像を把握するために、ここでは、さらに確実性を充足していないケースも、考えておこう。この場合には、資金的裏付けもないと思われるので、(c) 確実性非充足と資金的裏付け非充足という組合せになる。

(確実性の有無と資金的裏付けの有無との組合せからなる)以上のみっつのグループを一表化すれば、次のようになる。

図表14

(a) 貴金属・有価証券 短期外貨建債権	確実性 充足	資金的裏付け 充足	}	本来の処分可能利益
(b) 未成工事・売掛金 長期外貨建債権		資金的裏付け 非充足		
(c)	確実性 非充足		}	業績表示利益

この図表を前提にして、森田新論において、確実性の有無および資金的裏付けの有無が、処分可能利益と業績表示利益という区分に、どのような役割を果たしているのか、ということを検討することにしたい。結論的には、こうした森田新論の理解は、理論的に問題があると筆者は考えている。

最初に、資金的裏付けという概念と、処分可能利益・業績表示利益との関係を考えてみよう。上の図表に依拠するかぎり、本来の処分可能利益と業績表示利益とは、資金的裏付けの有無によって区分されることになるが、そうした区分は、一体どのような意味をもっているのであろうか。まず本来の処分可能利益と資金的裏付けの充足との関係であるが、両者の一義的關係を認めると、いわゆる現金主義会計に類した利益が、処分可能利益に相応しいということになりかねないのではないだろうか。しかし、現金主義会計から発生主義会計への展開は、けっして処分可能利益から業績表示利益への転換に伴うものではなく、あくまで処分可能利益という枠組のなかでの転換だったのではないだろうか。すなわち、あくまで処分可能利益の算出という計算体系のもとで、現金主義会計により算出される数値が、処分可能利益（さらには利益そのもの）に相応しくない

ㄨ (ロ) の場合には、本来の処分可能利益の要件としては、確実性の充足および資金的裏付けの充足が共に不可欠であり、そのかぎり、実現の要件は変わっていない。ただ業績表示利益の影響により、未成工事・売掛金等につき、実現の要件を充足していない非実現の損益をいわば例外として認識しているということになるだろう。

しかし、(イ) の場合には、処分可能利益、つまり実現の認識要件は、確実性という概念だけで十分であり、ことさらに、資金的裏付けという概念など不要ということになりかねないこと、さらに、森田が未成工事に「例外」という用語を用いていることなどを勘案して、本文では、(ロ) の解釈に準拠し、その後の議論を展開している。

未成工事・売掛金等につき、資金的裏付けが充足していないとしつつ、現実の処分可能利益に含めることの含意を、森田が語っていないので、筆者の推測で、議論を進めざるを得なかったのである。

と判断されてのことだったのではないだろうか。資金的裏付けがあるというだけで、それを処分可能利益（さらには利益）とみなすということは、およそ不可能なのである。

他方、業績表示利益と資金的裏付けの非充足との関係にしても、きわめて曖昧である。つまり、資金的裏付けが充たされていないというだけで、業績表示利益の何が、分ったというのであろうか。業績表示利益を理解するためには、より積極的な定義が、なされていなければならない。

以上のように考えれば、本来の処分可能利益と業績表示利益とを資金的裏付けというメルクマールによって区分することに、理論的な有意性があるとは筆者には思われないのである。あるいは、その妥当性が、合理的に説明されているとは思われないのである。

次に、本来の処分可能利益と業績表示利益との区分に対する確実性の役割であるが、その点についても、問題なしとしない。すなわち、まず第1は、上の図表によるかぎり、本来の処分可能利益と業績表示利益とを区分し、本来の処分可能利益を定義するためには、資金的裏付けという概念がありさえすればよい、ということになりかねないのではないだろうか。すなわち、資金的裏付けという要件が充足していさえすれば、必ず確実性という要件が充たされるいじょう、ことさらに、確実性という概念など、なくてもよいのではないだろうか。

もっとも、そのように、確実性の充足という要件が資金的裏付けの充足という要件に随伴するとしても、その両要件を処分可能利益の認識要件とみることも、不可能ではないのかもしれない。すなわち、例えば、確実性は充足しているが資金的裏付けが欠如している項目（森田新論の例示によれば、売掛金・未成工事あるいは長期外貨建債権）のすべてが、例外であるにせよ、損益として認識されるのなら、確実性の充足は、処分可能利益（現実の処分可能利益）にとって、それなりの意味があると言ってよいのかもしれない。しかしながら、現実には、それらの項目のうち、長期外貨建債権は、損益計上が、否定されているのである。そうであれば、森田新論において、処分可能利益にとっての確実性概念の存在意義は、何なのであろうか。

さらに第2に、業績表示利益における確実性概念の存在意義である。先の図表によるかぎり、業績表示利益には、確実性を充足したものと確実性を充足しないもののが、含まれることになってしまう。その場合、確実性概念は、一体、どのような役割を果たしているのであろうか。筆者は、ただ困惑するばかりである。

以上のように考えれば、処分可能利益と業績表示利益との区分に関して、確実性および資金的裏付けが果たしている役割は、森田新論では合理的に説明されているとは、言い難い。処分可能利益あるいは業績表示利益といった利益概念につき、確実性と資金的裏付けというふたつのメルクマールは、本当に必要なのであろうか。筆者の疑念は、深まるばかりである。そこで、この点について、森田新論の主張を再度尋ねつつ、筆者なりに再構成するより仕方ない。

まず、処分可能利益と資金的裏付けの充足との関係について、森田新論の主張を改めて聞いておこう。しかし、こうした結び付けの妥当性については、実は、森田新論では、まったく論証されていないのである。その根拠らしきものと言え、次のようなふたつの主張であらうか。

「期間損益計算が資金的な意味で分配可能性を有するかどうかということ、すなわち、現

金の裏づけがあるということは、利益の配当、課税等を考慮すれば、当然に要求される性質である筈である。」(森田 [1980] 115ページ、傍点は笠井)

「実現主義は、 $G-W-G'$ という企業における貨幣資本の循環過程が完了した時点で、初めて利益を認識しようとする基準であると言えるであろう。……(中略)……貨幣資本の循環は、当初、自由選択性資金として存在していたものが、自由選択の結果、ある財に投資された拘束され、それが流動化されて再び自由選択性資金となった段階で完了する。」(森田 [1979] 63～64ページ、傍点および下線は笠井)。

まず第1文であるが、そこでは、配当・課税等の支出ということが、処分可能利益には資金的裏づけが必要であることの根拠とされている。しかし、処分可能利益というのは、既になされた企業の経済活動を把握することによって算出されるのであるが、配当・課税等に関する支出は、処分可能利益が算出されたことを大前提にして、その算出後になされる経済活動であり、これは、営業政策(企業の利潤産出活動)とは区別される当該企業の配当政策等によって規定されるものに他ならない。処分可能利益算出の対象となる経済活動(営業政策)と、配当・課税等に関する経済活動(配当政策等)とは、時間的にも内容的にも、別個の経済活動なのである。処分可能利益の対象となる経済活動の後に生じ、かつ内容的にも異なったものとしての、配当・課税等に関する経済活動に、どうして処分可能利益が影響されなければならないのであろうか。さらに、損益計算と収支計算(資金計算)とが、本来的には繋がりをもっていないことを勘案すれば、森田理論における処分可能利益と資金的裏づけの充足との一義的な結び付けは、独断にすぎると言ってもよいであろう。

また第2文にしても、同断である。そこでは、貨幣資本の循環過程の完了ということ(傍点部分)が、どうやら、流動化されて再び自由選択性資金となった時点(下線部分)、つまり流動資金の獲得(資金的裏づけの充足)時点と一義的に結び付けられているようなのである。つまり、 $[G-W-G']$ というシェーマそのものを前提としつつ、利益の要件として、資金的裏づけの充足の必要性が、主張されているわけである。

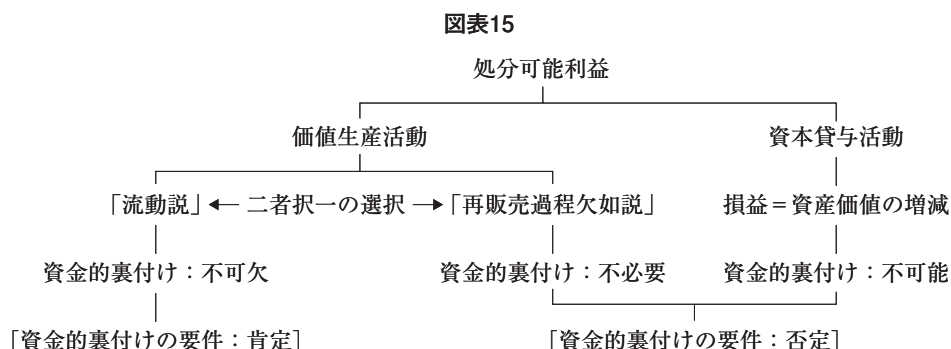
しかしながら、 $[G-W-G']$ を前提にしたとしても、取得した G' をもって、一義的に配当・税金等の支払いあるいは再投資のための資金とみることが、独断的にすぎるし、さらには、今日一般的である信用取引の場合には、 $[G-W-\text{対価}-G']$ という運動を描き、その対価が組上に載るわけであるから、この対価を、直ちに資金と断定することは、およそ不可能であろう。それにもかかわらず、資本循環過程の完了ということをもって、一義的に資金的裏づけの獲得と断定してしまったことは、独断論と言わざるを得ない。

こうした独断論を排して、仮説としての理論の構築という視点からみれば、まず森田のように、価値生産活動だけしか存在しないことを前提にしてよいのか、ということが問われなければならない。そこで、価値生産活動および資本貸与活動というふたつの利潤産出活動があると仮定すれば、その両者は、別々に議論されなければならない。すなわち、価値生産活動の損益認識につい

ては、流動説（資金説）と再販売過程欠如説というふたつの考え方があり、後者に準拠するかぎり、損益の認識に、資金的裏付けという要件は、必要ない。

他方、資本貸与活動の損益認識については、それが資本貸与にかかわる時間的報酬であるということを考えれば、資本貸与にかかわる資産価値の増減が損益を構成する。つまり、そうした損益の認識とそれに関する資金の授受（現金収支）とは、明らかに別の経済行為である。資本貸与にかかわる損益は、資本貸与にかかわる資産価値の増減によって生ずるのであり、資金の授受（現金収支）にかかわることはないのである。もちろん、当該資産それ自体をキャッシュとみなせば、損益計算と資金計算とがかかわりあることになるが、既述のように、利潤を産出する当該資産をキャッシュとみなすことと、当該資産が利潤を産出することとは、自己矛盾しているので、当該資産をキャッシュとする定義は、理論的には成立しない。したがって、資本貸与に関する損益の認識について資金的裏付けを求めることなど、論理的に不可能なのである。

以上を示せば、次のようになる。



以上のように、処分可能利益と資金的裏付けという要件とは、不可避免的に一義的に結び付く、ということなど理論的にあり得ない。資金的裏付けという要件は、価値生産活動という一部の利潤産出活動において、ある考え方（流動説）にたったときにのみ、必要とされるにすぎない。しかし、その考え方（流動説）は、私見では、理論的に否定されなければならないのである。他方、もうひとつの利潤産出活動である資本貸与活動については、資金的裏付けという要件を求めることなど、理論的に不可能なのである。このように、現実の会計実践の処理規約にまでおれば、資金的裏付けは、処分可能利益の要件とはなり得ない。したがって、処分可能利益と業績表示利益とを、資金的裏付けの有無によって区分することは、理論的に成立し難いと言わざるを得ないのである。

森田新論には、こうした論証というプロセスが内蔵されていないので、抽象的に形成された包括的な命題が、会計実践により否定される、ということなど想定されていないのかもしれない。しかし、科学における理論がひとつに仮説にしかすぎないとしたら、そうした包括的な上位命題にしても、その妥当性につき、何らかの論証が不可欠であり、その論証をクリアすることによ

て、暫定的に真として受け容れられるのである。そうした論証というテストによりその妥当性が検証されていないものが、「理論」という資格をもつことなど、科学上の理論としては、あり得べからざることであると筆者は考えている。

それはともかく、図表14に示したような、資金的裏付けをメルクマールとして処分可能利益（本来の処分可能利益）と業績表示利益とを識別する森田新論の主張が理論的に否定されたとすると、処分可能利益（本来の処分可能利益）と業績表示利益とを識別するメルクマールは、一体何なのであろうか。結論的には、図表14における確実性の有無こそが、そのメルクマールに他ならないと筆者は考えている。すなわち、処分可能利益というのは、その利益が算出されたとき、処分されることが大前提になっているいじょう、既に生起した企業の経済活動を把握することによって算出された利益でなくてはならない。そこでは、企業の経済活動が生起したと言えるための確実性が、なければならないのである。なぜなら、処分した後、その利益額に修正の必要が生じた場合、厳密には、その処分自体を撤回しなければならないが、そのことがどれほど社会的混乱を招くかは、言わずもがなのことであろう。そうした社会的混乱を回避するためには、処分可能利益の算出をその任務とする会計は、その計算対象につき、確実性を具えた企業の経済活動に、つまり生起した企業の経済活動に限定せざるを得ないのである。将来生起する経済活動は、それが将来にかかわっているいじょう、予測額にすぎない。その生起の蓋然性がいかに高くとも、実際額とは異なり得る。予測額と実際額とには、何らかの乖離が原理的にあるいじょう、将来生起する活動を含むことは、上述のように、社会的混乱を招くことは、必定である。そうであれば、会計上の計算は、既に生じた経済活動の把握に専念しなければならない。その意味での現在計算性¹²⁾という性格を担わざるを得ないのである。したがって、確実性の概念内容も、売れるであろうことの確実性ではなく、売れたと言えるためのメルクマールにかかわっているのである。

12) 一般的には、取得原価主義会計を念頭において、過去計算性と特質づけられており、現在計算性という特質は、認められていない。そこには、取得原価が、過去の事実（価値）を示しており、現在の価値を示すものではない、という考え方が潜んでいると言ってよいであろう。

しかし、筆者の考える会計の体系は、（価値生産活動にかかわる充用分資産の）取得原価、および（資本貸与活動にかかわる）割引現在価値を含んだ併存会計であるが、そこでは、金融資産の割引現在価値にみられるように、現在時点の評価額を含んでいるのである。この体系における取得原価は、けっして、現在の価値と過去の価値とを比較しつつ、過去の価値を選択したのではない。価値生産活動における損益を、犠牲額と成果額との交換によって生じる交換的損益と規定するので、その犠牲額の追跡が不可欠になる。そうした位置づけのもとで、原価評価が、採択されたのである。充用分資産の犠牲額の現在額は、取得時以後においても、依然として取得原価額であるいじょう、価値生産活動に関する取得原価評価は、けっして過去計算性という性質ではなく、現在計算性という性質を帯びているのである。

もっとも、取得原価を各期末時点の再調達原価（購入時価）で評価替えすれば、当該資産の現在時点の価値を反映できるので、現在時点性にヨリそぐっているとも言えよう。これは、エドワーズ＝ベルによって提唱されたカレント・コスト会計論の主張に他ならない。

しかし、その場合における評価差額は、いわゆる原価節約損益を意味している。したがって、それは、購入時点（あるいは期首時点）での購入と、期末時点での購入というふたつの機会を比較することによる機会原価の発想に基づいており、「現実が生じた企業の経済活動を表現するものとしての会計」という発想に悖っている。したがって、現行の併存会計論とは調和しないのである。

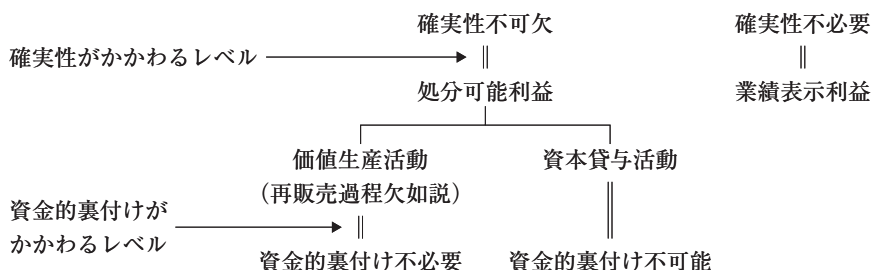
こうした処分可能利益概念の存在を前提にすれば、業績表示利益というのは、もっぱら、将来生起する経済活動の予測に基づいて算出された利益を意味することになる。したがって、売れたことの確実性という視点からすれば、その利益には、確実性の要件が欠如していることになる。以上を示せば、次のようになる。

図表16

処分可能利益：既に生じた経済活動に基づく利益＝確実性の要件を具えた利益
 業績表示利益：将来生起する経済活動に基づく利益＝確実性の要件の欠如した利益

こうした処分可能利益と業績表示利益との区分と、(図表15に示した)資金的裏付けを要しない処分可能利益の体系とを結び付ければ、筆者の体系は、次のようになる。

図表17



図表14の森田新論と図表17の拙論とでは、根本的に異なった体系であることは、明らかであろう。すなわち、森田新論においては、その論証が格別になされていないままに、処分可能利益の要件として、確実性と資金的裏付けとが、共に必要とされていた。それに対して、拙論では、まず第1に、両者はその作用するレベルが異なっており、同一次元で対立する概念ではないと理解されている。すなわち、資金的裏付けという概念は、作用し得るとしても、処分可能利益という概念のレベルだけであるのに対して、確実性という概念は、処分可能利益と業績表示利益との識別というより上位のレベルにかかわっているのである。そして第2に、処分可能利益というより下位のレベルにおいて作用する資金的裏付けという概念にしても、私見では、理論的に否定されてしまうので、そのかぎりでは、不要な概念という結果になってしまう。

それはともかく、このように、森田新論とはまったく異なった別の体系も、想定し得るのである。そうであれば、その両者の比較検討により、そのいずれが妥当であるかということの論証が、不可欠になるはずなのである。もっとも、こうした拙論は、近時、筆者が提唱したものであるから、森田新論が公表された時点では、森田は知る由もなかった。したがって、拙論との比較検討を行なうことは、不可能であった。しかし、拙論とのかかわりは、そうであったにしても、問題は、森田新論がひとつの仮説として意識されていたならば、図表14における森田新論の是非を論

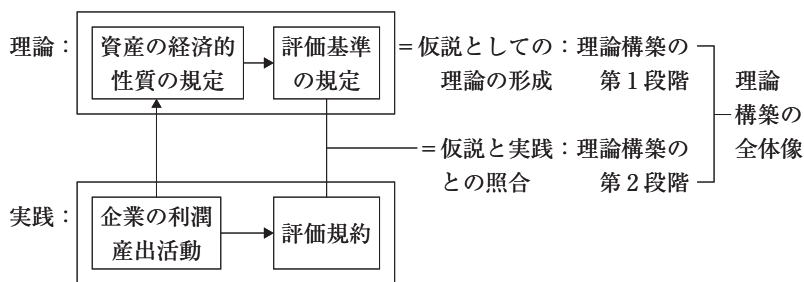
証するという作業が、何らかの形でなされていたはずである（その場合には、上述したような問題が、見出し得たはずなのである）。しかるに、そうした論証を試みるといった形跡が、まったく窺えないのである。そのかぎりでは、森田新論には、論証意識の欠如、さらには仮説意識の欠如が、指摘されなければならないであろう。

（３）理論の仮説性を巡って

（い）拙論における理論構築の在り方

筆者が想定する森田新論の理論構築の在り方を、その論理的階梯に従って辿ってきたが、その各階梯において、論証が欠如していることは、明らかであろう。筆者には、論証しようという意識が、まったく感得できなかったのである。問題は、そうした論証意識の欠如の原因である。これまでにも、折にふれ指摘してきたことではあるが、理論がひとつの仮説であるという認識の欠如に、論証意識の欠如の原因が、求められると筆者は考えている。しかし、この点をさらに突き詰めれば、森田新論の理論構築の在り方にまで遡ることができるであろう。ここでは、そうした視点から、森田新論における理論構築の在り方の特質を探ることとしたい。しかし、そのためには、森田新論とは根本的に異なる理論構築方法をとっている拙論の特質と比較検討することが、有意義であろう。そこで、まず、拙論の理論構築の在り方を取り上げるが、その枠組を示せば、次のようになる。

図表18



拙論の大前提は、「利益は、企業の経済活動（利潤産出活動）によって産出される」というごく素朴な仮定にある。したがって、この企業の利潤産出活動が、実践における具体的な評価基準を規定することになる。拙論においては、実践は、このように、基本的には、〔企業の利潤産出活動→評価規約〕として定式化できると想定されているのであるが、理論（説明理論）は、この全体を合理的に説明しなければならないのであるから、当然のことに、この実践を注意深く観察しなければならない。しかし、そうだからといって、理論（説明理論）は、その観察により、実践から帰納されるのではない。実践には、誤った処理方法あるいは簡便法が含まれており、その意味で、実践それ自体は、けっして秩序的存在ではない。したがって、この実践を、いくら先入主なく観察したからといって、いわば自動的機械的に、理論が形成されるというわけのものではな

いのである。理論自体は、あくまで研究者個人のいわば主観により、ひとつの仮説として形成されるのである。この点を、拙論の第1の特質として挙げておこう。

このように、会計理論は、仮説として形成されるのであるが、その仮説形成の出発点についても、森田新論とはきわめて重要な相違があることを指摘しておきたい。すなわち、その仮説の基点が、拙論においては、評価規約の観察ではなく、企業の利潤産出活動の観察にある、という点である。より具体的に言えば、企業の利潤産出活動にはどのようなものがあるのか（あるいは、あるはずなのか）という考察から、仮説形成が出発するのである。結論的には、実物資本にかかわる価値生産活動 $[G - W - G']$ と、擬制・貸付資本にかかわる資本貸与活動 $[G - D - G']$ という素性を異にするふたつの利潤産出活動がある、というのが（企業資本等式に準拠する）拙論の考えであり、その結果として、待機分資産 $(G \cdot G')$ 、充用分資産 (W) 、そして派遣分資産 (D) というみっつの資産カテゴリーが、抽出される。そこでは、待機分資産は、「それ自体としては利潤を産まないが、利潤を産むすべての財 $(W \cdot D)$ を即座に獲得し得るもの」として、充用分資産（いわゆる費用性資産にほぼ相当する）は、価値生産活動に関する利潤を産出するものとして、そして派遣分資産（いわゆる金融資産に相当する）は、資本貸与活動に関する利潤を産出するものとして、その経済的性質がそれぞれ規定されているのである。このように拙論においては、理論形成の基点が、評価規約ではなく、企業の利潤産出活動の類別、したがって、資産分類にあるのである。

以上のように、拙論は、資産分類の構想（資産3分類）から出発するのであるが、上記のみっつの資産概念は、利潤産出へのかかわり方の視点から類別されたのであるから、それらの資産カテゴリーの特質に基づいて、損益計算上の評価基準を導出することが、理論的に可能になる。具体的に言えば、待機分資産は、「それ自体としては利潤を産出することなく、ただ他の利潤産出財に投下されるのを待機している」現金・当座預金等に限定されているので、その存在量が、投下可能額であるから、ことさらに評価ということの必要性などなく、その存在量で測定される。それに対して、利潤産出にかかわっている充用分資産 (W) および派遣分資産 (D) は、その利潤産出上の特質に従って、その評価基準が規定されるのである。すなわち、一方、価値生産活動に関する充用分資産は、人間労働力による価値生産にかかわっているが、こうした価値生産は、他者の欲求充足のためになされるものであるいじょう、市場における交換が、不可欠になる。したがって、犠牲（充用分資産の引渡し）と成果（対価の獲得）との交換によって、損益が算出されるのである。このように、価値生産活動の利潤は、交換的損益という形態をとらなければならないので、充用分資産の評価にしても、それに規定されざるを得ない。かくして、充用分資産は、交換的損益のうちの犠牲額を表現しなければならないので、取得原価で評価されることになるのである。他方、派遣分資産というのは、資本貸与活動にかかわっているが、この利潤産出活動は、資本を貸与したことによって時間的報酬を獲得することを企図している。つまり、将来、より多額のキャッシュの獲得を企図して、現在、資本（キャッシュ）を貸与するのである。こうした利潤産出活動の特質に規定されて、派遣分資産は、一般に、その将来キャッシュインフローを現在の価値に割引いた割引現在価値で評価されることになる（派遣分資産のうち、満期保有目的のもの

はアキュムレーション法による増価（償却原価）で、投機目的のものは時価で評価されるが、この増価も時価も、いずれも割引現在価値の下位概念に他ならない。

このように、拙論では、資産分類（資産の経済的性質規定）に基づき、評価基準が規定されているのであり、理論形成の基点が資産分類（資産の経済的性質規定）にあることが、拙論の第2の特質となるのである。

以上のように、資産分類（資産の経済的性質規定）およびそれに準拠した評価基準の規定が、仮説としての会計理論形成の具体的な内容をなしている。しかし、会計理論の構築は、これで完結するわけではない。これは、単に、いわば観念的な（そのかぎりでは机上の）会計理論の形成にとどまり、会計理論構築の全体像からすれば、その第1段階を意味するにすぎない。なぜなら、そこで形成された理論が、ひとつの仮説にしかすぎないという、その会計理論は、どうしても、その妥当性が何らかの形で論証されなければならないからである。具体的には、そのようにして形成された評価基準が、実践の評価規約を合理的に説明しているかどうか、ということがテストされなければならない。もっとも、既にふれたように、実践は、けっして秩序的存在ではないから、そこには、妥当ではない処理方法とか簡便的な処理方法とかも、混在している。したがって、そうした処理方法が誤謬であること、あるいは簡便法にしかすぎないことを合理的に説明することなども、必要になる。いずれにしても、このような仮説と実践との照合によるテストが、不可欠であり、これが、会計理論構築の第2段階をなすわけである。会計理論構築について、このふたつの階梯が不可欠であるが、そのこと（理論構築がふたつの階梯よりなること、あるいはより直截的には第2段階が不可欠であること）は、会計上の説明理論をひとつの仮説とみたことからの論理必然的な帰結なのである。

以上のように、理論をひとつの仮説とみる拙論の立場からすれば、仮説が実践を合理的に説明しているかどうかに関する論証（つまり、その仮説と実践とを照合する理論構築の第2段階）が、どうしても必要なのである。さらには、諸々の仮説が提唱されている場合には、それらの諸説の比較検討により、どの仮説がもっとも合理的に説明し得るかということも、論証されなければならない。

かくして、仮説性意識は、論証あるいは諸説の比較検討という作業を、必然的にもたらすのである。

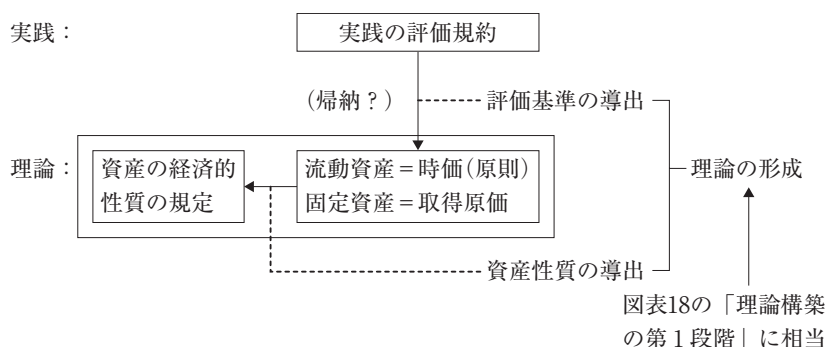
（ii）森田新論の理論構築の在り方

それでは、森田新論の理論構築の在り方は、どうであろうか。拙論と対比的に描けば、次のようになるのではないだろうか。

ここでは、森田新論につき、実践から帰納された評価基準を規定する要因としては、森田新論と拙論との相違を端的に示すために単純化し、「資産の経済的性質」だけを取り上げて図表化してある（つまり、そうした規定要因としては、「評価基準の意味づけ」および「利益の認識要件」もあるが、それらは、捨象してある）。

ここで、拙論の説明のさいに、理論構築の第1段階における拙論の特質として挙げた「理論が

図表19



仮説であること」、および「理論の基点が資産分類（資産の経済的特質）であること」という2点を中心にして、森田新論の理論構築の在り方をみておこう。まず第1の理論の仮説性とのかわりであるが、森田新論においては、明確に主張されているわけではないが、これまでも再三示唆したように、どうやら、実践の評価基準からの帰納によって、森田新論における評価基準が導出されたようである。そのかぎりでは、それらの評価基準は、いわば事実裏打ちされているということになろう。かくして、そうした理論レベルでの評価基準が実践から導出（帰納）されたという理解は、事実裏打ちされているいじょう、どうしても、そうした評価基準が絶対的普遍的に妥当な存在である、という錯覚を与えてしまうであろう。評価基準について、このような絶対的普遍的な妥当性という錯覚が存在するいじょう、そこに、改めて論証するという意識など芽生えないのも、また当然のことであろう。拙論のように、理論が仮説であるという前提にたてば、論証という作業が、どうしても必要になる。しかし、理論体系における評価基準を絶対的普遍的に妥当な存在とみるいじょう（仮説とはみないいじょう）、論証の必要性などない、ということにならざるを得ない。

かくして、森田新論においては、そうした評価基準の絶対的普遍的妥当性という大前提のもとに、それを正当化するための資産の性質規定に向かわざるを得ない。そこでは、評価基準を基点にして、何かが何でも、それに適合する資産の性質規定を探し出さなければならないということになる。もっとも、資産の経済的性質には多種多様な属性があるいじょう、評価基準を正当化するための経済的性質を見出すことも、さして困難ではないであろう。その場合、その経済的性質が損益計算体系にとり有意味であるかどうかということも、もちろん重要であるが、しかし、理論の仮説性という当面の問題からすれば、そのようにして導出された経済的性質もまた、絶対的普遍的な妥当性をもつ評価基準を説明するための概念として理解されているいじょう、絶対的普遍的に妥当なものと錯覚されがちなことこそ、留意しなければならない。そのために、そうした経済的性質の妥当性を、改めて論証するといった作業など、看過されてしまうのではないだろうか。ここで、拙論の第2の特質が、かかわってくる。評価基準が、資産分類（資産の経済的性質規定）から理論レベルにおいて導出されたものであるなら、その理論レベルにおける評価基準を実践レベルにおける評価規約と照合することによって、その妥当性を論証することは、ごく自然

なことである。そのかぎりでは、拙論における理論と実践との乖離ということが、論証という営みを可能にしているのである。しかるに、森田新論におけるように、実践から抽出されたものとしての評価基準が理論レベルに持ち込まれ、かつ、その評価基準から出発して資産の経済的性質が導出されたとなると、その資産の経済的性質を、こと改めて、実践と照合して論証するという論理的可能性などない。そこでは、評価基準と経済的性質との整合性だけしか問題にならず、したがって、何が何でも、その評価基準に適合する経済的性質を見出すという作業しか、残されていないと言ってよいであろう。そうした営みは、とうてい論証とは言えない。つまり、評価基準を基点として理論を形成することは、論証の可能性を喪失させてしまうのである。

かくして、森田新論の理論構築の在り方には、(理論の仮説性に由来する)論証の必要性も(理論と実践との乖離に由来する)論証の可能性も、内包されていない。したがって、そこでは、理論の形成プロセスしか、存在しない。それは、拙論の理論構築の在り方と比較すると、会計理論構築の第1段階しか、ないということになる。

以上のように考えれば、森田新論における論証の欠如というのは、仮説性意識の欠如、ひいては仮説性意識を排除した理論構築の在り方に由来しているとみてよさそうである。そのかぎりでは、いわば論理必然的な帰結なのである。

参 考 文 献

- 森田 [1979]:「名目資本維持概念を前提とする利益計算——原価主義会計の利益概念——」森田哲彌著『価格変動会計論』第3章
- 森田 [1980]:「実現概念・実現主義に関するノート」『一橋論叢』第83巻第1号
- 森田 [1990b]:「企業会計における収益(利益)認識基準の検討—実現主義の観点から」『企業会計』第42巻第1号
- 森田 [1992]:「原価主義会計と時価評価」『企業会計』第44巻第11号
- 森田 [1994]:「原価主義会計における資産評価——原価基準・低価基準・時価基準をめぐって——」『横浜経営研究』第15巻第2号
- 森田 [1995]:「原価主義会計の再検討」『企業会計』第47巻第1号
- 森田 [1996a]:「企業会計における時価基準の台頭」『日本大学経済学部産業経営研究所 所報』No. 39
- 森田 [1996b]:「時価基準の台頭と原価主義会計」飯野利夫・矢澤富太郎監修『現代会計理論の会計実践』第5章
- 森田 [1997]:「企業会計における時価基準」『産業経営研究』第19号